

生活・環境

のら猫には餌を与えない

のら猫が庭を荒らしたり、ふん尿をしたりといった被害の相談が増えています。無責任に餌を与えることは、さらに『飼い主のいない不幸な猫』を増やすことにつながります。餌を与えるのなら、きちんとしつけをするなど責任をもって餌い、自分で餌う気がない場合は無責任に餌を与えることは止めましょう。

問 生活環境課 ☎ 32・3033

犬を飼い始める方、飼っている方へお願い

犬を飼う場合、飼い主は生後90日以上犬が家に来た日から30日以内に市役所に登録をしなければなりません。登録すると鑑札が交付され、万が一飼いがいなくなった時や保護された時の重要な手がかりになります。登録は犬の戸籍であり住民票ですので、飼い犬が亡くなった時も届出が必要です。また、犬を飼っている方が住所変更する場合は、犬の住所変更の届出も必要です。受付窓口にて手続きをお願いします。

【犬に関する届出】

届出の種類	手数料
犬の登録	1頭3,000円
犬の死亡	無し※火葬の場合は別途料金
住所・飼い主等の変更	無し
鑑札の再交付	1頭1,600円

【受付窓口】

生活環境課／金浦市民サービスセンター ☎ 38-4300
／税務課市民サービス班 ☎ 43-7500

◆ 飼い主の皆さんへお願い

▽習性を正しく理解して、終生責任をもって飼いましょ。▽生後91日以上犬は、年1回予防注射を受ける事が義務付けられています。▽飼育場所周辺の方に迷惑をかけることのないように注意しましょ。(鳴き声、糞尿の臭気、毛などの生活環境、適正なしつけや訓練をしましょ)▽放し飼いはしないでください。近隣への迷惑だけでなく、思わぬ事故につながります。▽散歩中の糞は必ず処理できる袋を携帯して持ち帰りましょ。

公共機関から

食料品・灯油購入費等助成金事業申請期限のお知らせ
本助成金の支給対象となる

問 生活環境課 ☎ 32・3033

セーフティロードにかほ

◆ 自転車の安全利用推進運動 展開中!
今月から5月31日まで強調期間です。自転車も「道路交通法」では軽車両として位置付けられていますので、運転するときは「車」として交通ルールとマナーを守り、安全運転に努めましょ。

また、安全な利用が出来るように定期的な点検や整備を心がけましょ。

◆ 軽自動車税の減免申請

軽自動車税には障がいを持つ方向に向けた減免制度があります。減免を受けようとする方は、納税通知書を受け取った日から納期限7日前までに申請してください。

▼ 申請期限／4月23日(木)

問 税務課資産税班 ☎ 43・7505

こころの健康づくり事業

健康推進課ではこころの健康づくりのための事業を実施しています。利用希望の方は健康推進課までご連絡ください。

◆ こころの相談日 (月2回開催)

▼ 内容／臨床心理士による相談
▼ 時間／9時30分～10時30分
▼ 会場／金浦保健センター
※ 毎月の開催予定日は広報みんなの掲示板・「困り事・相談」欄で周知します。

◆ 精神保健相談日 (月1回開催)

▼ 内容／精神科医による相談
▼ 時間／14時～15時
▼ 会場／金浦保健センター
※ 毎月の開催予定日は広報みんなの掲示板・「困り事・相談」欄で周知します。

図書館分館の休館日変更のお知らせ

令和8年4月から図書館仁賀保・象潟分館の休館日が次のとおり変更になります。

▼ 休館日／月曜日・木曜日 (休館日が祝日の場合は、翌日が休館日となります)

※ 4月29日(水)が祝日のため、30日(木)はすべての図書館が休館となります。

問 図書館こびあ ☎ 32・4100

仁賀保分館 ☎ 35・4711

象潟分館 ☎ 43・2229

春の火災予防運動

4月5日(日)から11日(土)まで「春の火災予防運動」が全県一斉に実施されます。期間の初日の朝、市内全域でサイレンを吹鳴します。

▼ 火災警報発令信号／4月5

◆ 男性の貯筋体操 (月2回開催)

▼ 内容／ストレッチ等軽運動
▼ 時間／10時～11時30分
▼ 会場／仁賀保公民館

※ 身体状況等により参加をお断りする場合があります。

※ 毎月の開催予定日は広報行事予定欄で周知します。

この他にも、こころやからだの不調について保健師が相談に対応しています。

問 健康推進課 ☎ 32・3000

3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率について

秋田支部の健康保険料率は、10・01%に据え置き(令和8年4月納付分から)となり、40歳から64歳までの方に対する介護保険料率は全国一律1・62%(現行1・59%)へ引き上げとなります。

また、令和8年4月分(5月納付分)より新たにスタンプする子ども・子育て支援金率については0・23%となります。

問 全国健康保険協会(協会けんぽ) 秋田支部 ☎ 018・883・1800

◆ 軽自動車税

今年度車検を受ける予定の方へ

日(日)・6時

▼ 火災警報解除番号／自然解除

問 消防署 ☎ 38・2310

固定資産税に関わる 価格の縦覧

縦覧制度は、固定資産税の納税者の方に自身の固定資産(土地・家屋)の評価額が適正であるかどうか確認してもらうための制度です。

▼ 縦覧期限／6月1日(月)

▼ 縦覧場所／税務課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班

▼ 縦覧内容／土地：所在、地番、地目、地積、価格

▼ 家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格(非課税物件、免税点未満の物件は縦覧することができません。また土地のみ所有している方は、土地についてのみ縦覧可能。家屋についても同様)。

▼ 料金／無料

▼ 縦覧できる方／市に固定資産税を納税している方、納税管理人的書類(運転免許証等)を有する方

問 税務課資産税班 ☎ 43・7505

軽自動車・250cc超のバイクの継続検査(車検)を受ける際には軽自動車税の納税が必要

軽自動車税納付管理システム)の運用により納税情報を全国の軽自動車検査協会および運輸局が確認できるようにするため、口座振替で納付している方への納税証明書の郵送は行いません。

※ 納付書で納付している方は、これまで通り領収書横の納税証明書も使用できます。

◆ 5月第1週から第4週に車検を受ける予定の方へ

軽JNKSへの納付情報の登録に時間がかかるため、口座振替されたことが確認できる通帳を持参し、税務課または金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班で継続検査(車検)用納税証明書を取得した上で車検を受ける必要があります。

◆ スマホ決済で納付する方

各種スマホアプリ決済による納付をし、継続検査(車検)用納税証明書が必要な場合は窓口での申請が必要です。納付から市の口座への入金を確認するまで、一定期間の日数がかかりますので、車検を急ぐ場合は納付書により納付

広報にかほ有料広告を利用しませんか

毎月1日に発行している『広報にかほ』の有料広告主を募集しています。店舗や事業者紹介、求人募集に利用してみませんか。担当までお問い合わせください。

広告費用 1枠1万円/号(9cm×5cm)
※ 広告枠の空きによっては、2枠2万円/号(18cm×5cm)も利用いただけます。

問 総合政策課 ☎ 43-7509